

鏡石町教育行政点検評価委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 鏡石町における教育行政事務の管理執行状況について点検及び評価をするため鏡石町教育行政点検評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鏡石町教育委員会の教育行政事務の管理執行状況について点検及び評価に関すること。
- (2) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員4名をもって組織する

- 2 委員は、学識経験のあるものから鏡石町教育委員会が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会 長)

第5条 委員会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

(会 議)

第6条 委員会は、鏡石町教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、鏡石町教育委員会教育課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 2月 1日から施行する。